

# 商品概要説明書

## <ふゆとく定期貯金>

(2019年12月2日現在)

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー定期貯金&lt;単利型&gt; 愛称:「ふゆとく定期貯金」</li> </ul>	
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客様のみご利用いただけます。</li> </ul>	
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式: 1年</li> </ul>	
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括してお預入れいただきます。</li> <li>・10万円以上</li> <li>・1円単位</li> <li>・証書式または通帳式</li> </ul>	
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻しいたします。</li> </ul>	
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口にて預入れの方で以下の取引が1つ以上あてはまる方は、預入時の店頭表示金利の3倍を約定金利として満期日まで適用します。  <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                 販売代金の入金、給与(ボーナス含む)の入金、年金の入金                  ローン残高がある、J Aカードの利用 または 窓口新規申込み                  J Aネットバンクの利用             </td> </tr> </table> </li> <li>・ご自身でJ Aネットバンクを利用し定期貯金を契約した方は、預入時の店頭表示金利の5倍を約定金利として満期日まで適用します。</li> <li>・自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金(単利型)の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>	販売代金の入金、給与(ボーナス含む)の入金、年金の入金 ローン残高がある、J Aカードの利用 または 窓口新規申込み J Aネットバンクの利用
販売代金の入金、給与(ボーナス含む)の入金、年金の入金 ローン残高がある、J Aカードの利用 または 窓口新規申込み J Aネットバンクの利用		
7. 手数料	—	
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いが できます。</li> </ul>	
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>(1) 6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>(2) 6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> </ul>	

<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
<p>11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA信用部(電話:0553-32-6510)または、各支所にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)  東京弁護士会(電話:03-3581-0031)  第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)  第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・適用金利は金融情勢等により変更させていただく場合がございます。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAフルーツ山梨